

申告会場を開設します

完全予約制

2月1日(月)から

所得税

2月16日(火)から

市民税・県民税

整理券が必要

申告時の主な持ち物(本人)

ID 1000868

- 筆記用具、認め印
- 令和2年中の所得を明らかにできる書類
 - ◆ 源泉徴収票・支払調書の原本ほか
- 控除を受けるための証明書類
 - ◆ 生命保険料、地震・長期損害保険料の控除証明書
 - ◆ 社会保険料控除の関係書類
 - ◆ 障害者手帳または障害者控除対象者認定書
 - ◆ 寄附金控除・雑損控除などの証明書類
 - ◆ 医療費控除の明細書・医療費通知(医療費の領収書は不可)ほか
- 申告者名義の預金通帳など口座番号が分かる物(所得税の還付が発生する場合)
- 本人確認書類(提示または写しの添付が必要)
 - ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)
 - ◆ 通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなどと、本人確認ができる物(運転免許証・健康保険証など)
- 予約番号(市民税・県民税の申告だけ)
- 「確定申告のお知らせ」と記載のあるハガキまたは通知書(受け取っている方だけ)ほか

注意事項

- ◆ 出張所では申告を受け付けません。
- ◆ 申告会場では、電話での問い合わせを受け付けません。
- ◆ 申告会場開設期間中は、一宮税務署・市役所市民税課では作成指導・相談は行いません。

申告会場へお越しになる方へ

- ◆ 入場時に検温を実施します
37.5℃以上の発熱がある、咳などの風邪の症状がある、検温にご協力いただけない場合など、入場をお断りすることがあります。
- ◆ 来場は最小限の人数で
- ◆ マスク着用、手指の消毒を
会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口などで手指の消毒をお願いします。

市民税・県民税の申告

【問】市民税課 ☎(28)8963

2月

3月

一宮会場▶本庁舎14階1401大会議室

2月16日(火)~3月15日(月)

2月16日(火)~26日(金)

3月2日(火)~11日(木)

尾西会場▶尾西庁舎6階大ホール

木曾川会場▶木曾川庁舎2階研修室C

※土・日曜日、祝日は休み。木曾川会場は西側駐車場をご利用ください。

市民税・県民税の申告が必要な方

今年の1月1日現在、市内に住んでいて、次に該当する方

年末調整済み、または所得税の確定申告を提出する方などは不要です。

- ◆ 令和2年中に所得があった
- ◆ 給与所得のほかに、配当や不動産などの所得があった
- ◆ 給与を2カ所以上から受けた
- ◆ 医療費控除、寄附金税額控除などを受ける

※申告は国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、公営住宅の家賃等の算定や軽減・減免、各種手当等の支給の判定、所得非課税証明書等の交付の資料にもなりますので、前年中に収入のなかった方でも、必要な場合は申告してください。

市民税・県民税の

申告相談会場は完全予約制です

市が開設する市民税・県民税の申告相談会場は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、完全予約制です。予約がない方は原則入場できません。

受け付け開始

2月1日(月) 午前9時

ネット予約

ID 1037585

または▶



電話予約

☎ (85)7437

午前9時～午後4時。
土・日曜日、祝日を除く

パソコンなどで税額試算・申告書作成ができます

ID 1027117

市民税・県民税の税額試算と申告書作成が、パソコンやスマートフォンでできます。作成した申告書を印刷して、氏名などを記入・押印すれば、郵送などで提出できます。

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告

会場▶一宮地場産業ファッションデザインセンター(FDC)

【問】一宮税務署 ☎(72)4331

2月

2月1日(月)
～15日(月)

3月

2月16日(火)～3月15日(月)

3月16日(火)
～30日(火)

主な対象

- ◆ 公的年金を受給している方
- ◆ 給与所得者で住宅ローン控除を初めて申告する方
- ◆ 贈与税の申告をする方

主な対象

- ◆ 申告義務のない方が行う還付申告
- ◆ 個人事業主の消費税等の申告

※土・日曜日、祝日は休み(2月21日(日)・28日(日)は開設)。駐車場に限りがあるので、公共交通機関をご利用ください。

入場には「入場整理券」が必要です

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入場には「入場整理券」が必要です。当日会場配布するほか、スマートフォンなどから「LINE」アプリで事前発行もできます。

入場整理券は、LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち登録して取得してください。



※LINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を、入場時に確認します。
※指定された時間に遅れた場合は入場できないことがあります。

給与所得者で確定申告が必要な主な場合

- ◆ 給与の年収が2,000万円を超えた
- ◆ 給与を1カ所から受け、かつ各種の所得(給与・退職所得を除く)の合計額が20万円を超えた
- ◆ 給与を2カ所以上から受け、年末調整をしていない給与の収入金額と、各種の所得(給与・退職所得を除く)との合計額が20万円を超えた

確定申告をすると、所得税及び復興特別所得税が還付される主な場合

- ◆ 多額の医療費を支払った
- ◆ 特定一般用医薬品等購入費を支払った
- ◆ 災害や盗難に遭った
- ◆ 退職し、年末調整を受けていない
- ◆ 住宅をローンなどで取得した

市民税・県民税の申告会場でも簡易な所得税の確定申告を受け付けます

ただし次の確定申告は、確定申告会場（FDC）をご利用ください。

- ◆ 確定申告書の控えに収受印が必要な申告
- ◆ 青色申告
- ◆ 死亡した方の申告
- ◆ 土地・建物・株の譲渡所得等の分離課税の申告
- ◆ 国外に居住している方を扶養に追加する申告
- ◆ 住宅借入金等特別控除を受ける初年度または連帯債務の申告
- ◆ 雑損控除・繰越損失の申告
- ◆ 令和元年分以前の申告
- ◆ 令和3年1月2日以降に一宮市へ住所を変更した方の申告
- ◆ 仮想通貨の売却益の申告
- ◆ 相続等により取得した年金受給権に係る個人年金を含む確定申告

公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、確定申告をする必要はありません。この場合でも、還付を受けるための確定申告はできます。また確定申告を行わない方のうち「公的年金等以外の所得がある方」と「控除内容に変更または追加のある方」は、市民税・県民税の申告が必要です。

税理士による無料税務相談

日時	相談会場
2月16日(火)～25日(木) (土・日曜日、祝日を除く)	本庁舎14階1401大会議室
	尾西庁舎6階大ホール
3月2日(火)～5日(金)	木曾川庁舎2階研修室C

時間は午前9時30分～正午・午後1時～4時

※所得税（譲渡・山林所得を除く）、個人事業者の消費税に係る相談が対象

【問】一宮税務署 ☎(72)4331

博物館 特集展示コーナー

ID 1037708

郷土の漢詩人 森春濤

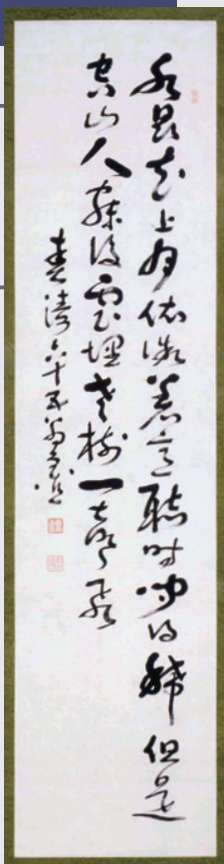
2月2日(火)～28日(日)
※月曜日、2月12日(金)・24日(水)
は休館

午前9時30分～午後5時
(入館は4時30分まで)

大人 ▶ 300円
高・大学生 ▶ 150円
中学生以下 ▶ 無料

一宮市出身で、幕末・明治期の日本を代表する漢詩人・森春濤（1819～1889）。「名吟」とされる詩や地元で詠まれた詩を、自筆の掛け軸で紹介いたします。

【問】博物館 ☎(46)3215



▲「聞鵲」1883年
(詩は1839年)

尾西歴史民俗資料館 冬季収蔵品展

ID 1032917

地域の災害史 ～地震・台風・豪雨～

2月13日(土)～3月21日(日)
※月曜日、2月24日(水)は休館
午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)

展示説明会

2月13日(土)
午後1時30分

市内に大きな爪痕を残したこれまでの災害と、復興の過程を紹介します。

【問】尾西歴史民俗資料館 ☎(62)9711

